

(公印省略)

介護第 0205005 号

令和 3 年 2 月 5 日

各 地域密着型通所介護事業所 管理者 様
(介護予防) 認知症対応型通所介護事業所

宇佐市介護保険課長

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い
について (第 1 2 報)」の令和 3 年度における宇佐市の取扱いについて (通知)

平素から、宇佐市介護保険事業の円滑な運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 1 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護
サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 1 2 報)」(以下、「第 1 2 報」と
いう。)の令和 3 年度における取り扱いについて、別紙のとおり大分県から具体的な取扱いが示
されました。本市においても県に準じ、下記のとおり取り扱いますので、ご確認ください。

記

1 適用の期間について

令和 2 年 6 月サービス提供分から、令和 3 年 3 月サービス提供分までとします。

※第 1 2 報の取扱いは、令和 3 年 3 月サービス提供分をもって廃止とします。なお、当該
特例を適用し請求する場合の請求時効は、通常の請求と同様、2 年間です。

2 通所系サービス費の請求に係る届出について

第 1 2 報により示された地域密着型通所介護等の請求方法を適用するにあたり、新たに延
長加算を算定する届出を行った事業所については、下記の期限までに宇佐市介護保険課まで
メール又は郵送若しくは持参にて、加算の取下げの届出を行ってください

(1) 対象事業所

地域密着型通所介護事業所又は (介護予防) 認知症対応型通所介護事業所であって、当該
特例を適用し加算を請求するため「延長加算」の届出を行った事業所

(2) 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※届出書の特記事項欄に、臨時的な取り扱いの廃止による取下げある旨記載してください。

(記載例)

	変 更 前	変 更 後
特 記 事	時間延長対応可 ※新型コロナウイルス感染症に伴う 臨時的取扱によるもの	時間延長対応不可 ※新型コロナウイルス感染症に伴う 臨時的取扱の廃止によるもの

※様式は下記の宇佐市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kaigohokenka/2_1/10621.html

(3) 提出期限

令和3年3月19日(金) 必着

※1 特例の廃止の期限にかかわらず、当該特例を適用しなくなった時点で提出してください

※2 取下げは、最後のサービス提供月の翌月の1日付で届出を行ってください。

例：令和3年3月サービス提供分まで算定する場合は、令和3年4月1日を取下げ日とする。

担当:介護給付係

電話:0978-27-8149(直通)